

南さつま市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は南さつま市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)と名称する。

(センターの目的)

第3条 センターは地域において育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)及び援助を行いたい者(以下「提供会員」という。)を会員として組織化し、会員相互による育児に関する相互援助活動(以下「援助活動」という。)を行うことにより、地域の中で安心して子育てができる環境をつくることを目的とする。

(事務所)

第2条 センターは事務所を南さつま市加世田小湊8895番地 南さつま市子育て支援センター“こみなとさん家”内に置く。

受付時間：9：00～17：00 月曜～金曜(祝日を除く)

※上記以外の休館日は、こみなとさん家に準ずる。

(センターの業務)

第4条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整業務
- (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会関係開催業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催業務
- (5) センターの広報に関する業務
- (6) 関係機関との連絡調整業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める業務

(実施主体)

第5条 南さつま市ファミリー・サポート・センターは、南さつま市から委託を受けた 南さつま市子育て支援センター“こみなとさん家”が実施するものとする。

(会員)

第6条 会員はセンターの趣旨を理解し、育児の援助を受けたい者又は育児の援助を行いたい者であって、センターの承認を得たものとする。

2 依頼会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 南さつま市内に在住又は勤務する者
- (2) 生後3ヶ月以上の乳幼児から小学生までの児童を養育している者

3 提供会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 南さつま市内に在住する20歳以上の健康な者
- (2) 子育て支援に理解のある者

4 会員は、相互援助活動を行う。

5 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等に関して、プライバシーを侵害し、又は秘密を他に漏らしてはならない。センターを退会した後も、同様とする。

6 会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会の申込書（様式1）又は（様式2）をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、南さつま市ファミリー・サポート・センター会員証を発行する。

(保険)

第8条 会員は補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担する。

(退会)

第9条 会員は、退会に際して、第7条3項の規定により発行された会員証を返還するものとする。

(アドバイザー)

第10条 事業を実施するため、センターにアドバイザーを置く。

アドバイザーは、子育て支援センター“こみなとさん家”のスタッフが兼務する。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1)センターの事業内容の周知及び啓発
- (2)会員の募集及び登録
- (3)会員の統括
- (4)会員の相互援助活動の調整
- (5)関係機関との連絡・調整
- (6)会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に係る事務
- (7)会員間のトラブルへの助言等
- (8)センターの諸事務等の業務

(相互援助活動の内容)

第11条 会員が相互援助活動として行う援助は、次に掲げるものとする。

- (1)保育終了後、子どもを預かること。
 - (2)教育・保育施設等までの送迎を行うこと。
 - (3)児童クラブ終了後、子どもを預かること。
 - (4)学校の放課後、子どもを預かること。
 - (5)冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
 - (6)保護者の外出の際に子どもを預かる。
 - (7)その他会員の仕事と育児の両立のため、又は自分らしい子育てをするために必要な援助を行う。
- 2 会員が子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし、双方の合意によるものであれば、その限りではない。
- 3 ミルク・オムツ・着替え・タオル・飲食物、チャイルドシートなど、必要なものは依頼会員が準備するものとする。

- 4 提供会員の子どもが小学校 1 年生以上の場合、安全に預かれる状態であることを条件に、依頼会員の子どもと一緒に看ることを可能とする。

(相互援助活動の実施方法)

- 第 1 2 条 会員は、前条第 1 項に規定する援助を必要とする場合には、センターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。
- 2 センターは、前項の申込みを受けた場合は相互援助活動の調整を行うものとする。
- 3 援助活動は、依頼会員と提供会員が援助内容等を十分協議のうえ、相互の合意と責任の下に実施するものとする。
- 4 相互援助活動は原則として 7 : 00 ~ 19 : 00 の間で行うものとする。
- 5 依頼会員は、第 1 1 条第 1 項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 6 相互援助活動が終了したら提供会員は報告書を作成し、翌月 5 日までにセンターに提出するものとする。

(報酬等)

- 第 1 3 条 依頼会員は、提供会員に対し、相互援助活動の終了後、別表 1 の基準に従い報酬を支払うものとする。

別表 1

曜日と時間	1 時間あたり	1 時間を超えた 30 分あたり
月曜日から土曜日 (祝日・8/13~8/15・12/29~1/3 を除く) 7 : 00 ~ 19 : 00	500 円	250 円
上記以外	600 円	300 円

※ 車を使つての送迎は 1 回につき 100 円加算するものとする。

- 2 相互援助活動の取り消しを行う場合は、取り消しを申し出た会員が、別表 2 に定める取消料を支払うものとする。但し、やむを得ない場合など、双方の話し合いによるものであれば、その限りではない。

別表 2

内 容	取消料
前日までの取り消し	無料
当日取り消し	別表 1 に定める基準により算定された報酬額の半分
無断取り消し	別表 1 に定める基準により算定された報酬額の全額

附則

この会則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則 (平成 27 年 8 月一部改正)

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附則 (平成 28 年 4 月一部改正)

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 29 年 4 月一部改正)

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。